

## 令和8年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例新旧対照表

議案第14号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第15号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第16号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	5
議案第17号	廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例	5 1
議案第18号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	5 3
議案第19号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5 5
議案第20号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	6 1
議案第21号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	6 9
議案第22号	宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例	7 1
議案第23号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	7 5
議案第24号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	7 7



議案第14号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第18号）

（下線の部分が改正部分）

改正後	改正前
<p>（課税免除）</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3年度のものに限り課さないものとする。</p> <p>附 則 （この条例の失効等）</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3年度のものに限り課さないものとする。</p> <p>附 則 （この条例の失効等）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>



廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （2）環境保健関係				別表（第2条関係） （2）環境保健関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(削る)				理容所の開設届出に伴う検査	1件	<u>1万6,000円</u>	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
(削る)				温泉の利用許可	1件	<u>3万5,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				温泉の利用許可の地位の承継の承認	1件	<u>7,400円</u>	1申請をもって1件とする。
				興行場の営業の許可	1件	<u>2万2,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				興行場の営業の許可 (季節的又は一時的に仮設する興行場)	1件	<u>8,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				旅館業の営業の許可	1件	<u>2万2,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認	1件	<u>7,400円</u>	1申請をもって1件とする。
				公衆浴場の営業の許可	1件	<u>2万2,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				クリーニング所の開設届出に伴う検査	1件	<u>1万6,000円</u>	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
(削る)				美容所の開設届出に伴う検査	1件	<u>1万6,000円</u>	1申請をもって1件とする。
				建築物清掃業者の登録	1件	<u>3万5,000円</u>	1申請をもって1件とする。

改正後				改正前			
				建築物空気環境測定業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物空気調和用ダクト清掃業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物飲料水水質検査業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物飲料水貯水槽清掃業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物排水管清掃業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物ねずみ昆虫等防除業者の登録	1件	3万5,000円	1申請をもって1件とする。
				建築物環境衛生総合管理業者の登録	1件	4万5,000円	1申請をもって1件とする。
				(3)・(4) (略)			
(5) 建築関係				(5) 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
要除却等認定マンションの建替え又は更新における容積率又は各部分の高さの特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	要除却等認定マンションの建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
(6)～(10) (略)				(6)～(10) (略)			

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （1）一般関係				別表（第2条関係） （1）一般関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
印鑑登録証の交付又は再交付	1件	450円	1申請をもって1件とする。	印鑑登録証の再交付	1件	300円	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
官民境界証明	1通	450円	1証明をもって1通とする。				
その他各種証明	1件	300円	1証明をもって1件とする。	その他各種証明	1件	300円	1証明をもって1件とする。
(2) 環境保健関係				(2) 環境保健関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
動物の飼養又は収容の許可	1件	8,600円	1申請をもって1件とする。 (1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請とする。)	動物の飼養又は収容の許可	1件	7,800円	1申請をもって1件とする。 (1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請とする。)
(略)				(略)			
(3)～(10) (略)				(3)～(10) (略)			

改正後	改正前															
<p>(使用料の納付等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体事務室 <u>使用を開始する月の末日まで</u></p> <hr/> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第5条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>(使用料の納付等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体事務室 <u>毎月末日まで（月の途中で使用を終了し、又は次条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、終了し、又は取り消された日まで）</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第5条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>															
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>															
<table border="1"> <tr> <td>別表の1の(1)</td> <td>使用時間</td> <td>利用時間</td> </tr> <tr> <td>の表</td> <td>使用料</td> <td>利用料金</td> </tr> </table>	別表の1の(1)	使用時間	利用時間	の表	使用料	利用料金	<table border="1"> <tr> <td>別表の1の(1)</td> <td>使用料</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td>の表</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	別表の1の(1)	使用料	利用料金	の表					
別表の1の(1)	使用時間	利用時間														
の表	使用料	利用料金														
別表の1の(1)	使用料	利用料金														
の表																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>															
<p>(削る)</p>	<table border="1"> <tr> <td>別表の1の(1)</td> <td>使用許可時間</td> <td>利用許可時間</td> </tr> <tr> <td>の表の備考2</td> <td>使用時間</td> <td>利用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用</td> <td>利用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用料</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料</td> <td>超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る利用料金の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定め</td> </tr> </table>	別表の1の(1)	使用許可時間	利用許可時間	の表の備考2	使用時間	利用時間		使用	利用		使用料	利用料金		超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る利用料金の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定め
別表の1の(1)	使用許可時間	利用許可時間														
の表の備考2	使用時間	利用時間														
	使用	利用														
	使用料	利用料金														
	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る利用料金の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定め														

改正後				改正前			
別表の1の(1)の表の備考2		(略)	(略)	別表の1の(1)の表の備考3		(略)	る利用料金
(略)				(略)			
別表の2の表	使用時間	利用時間		別表の2の表	使用料	利用料金	
	使用料	利用料金					
別表(第9条関係) 1 市民活動センター (1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室				別表(第9条関係) 1 市民活動センター (1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室			
区分	使用時間	単位	使用料の額	区分	使用料の額		
第1研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	300円		午前	午後	夜間
第2研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	150円		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分
第3研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	100円				まで
和室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	80円	第1研修室	610円	1,020円	910円
				第2研修室	300円	510円	460円
				第3研修室	200円	340円	300円
				和室	170円	290円	260円
備考 1 (略) (削る)				備考 1 (略) 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合には、 <u>超過時間1時間までごとに、当該超過した時間区分の直前の時間区分(午前9時より前には、午前の区分)に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満のとき、又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u>			
2 (略) (2) 団体事務室				3 (略) (2) 団体事務室			
単位		使用料の額		単位		使用料の額	
1平方メートルにつき1月までごとに		100円		1平方メートルにつき1月		100円	
備考 使用面積が1平方メートル未満のとき又は使用面積に1平方メー				備考			

改正後				改正前			
<p><u>ル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</u></p>				<p><u>1 使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</u></p> <p><u>2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第10条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。</u></p> <p><u>3 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>			
2 市民活動センターおおの				2 市民活動センターおおの			
区分	使用時間	単位	使用料の額	区分	使用料の額		
301研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	120円		午前	午後	夜間
302研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	130円		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分
303研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	120円				まで
				301研修室	240円	410円	370円
				302研修室	270円	450円	410円
				303研修室	240円	410円	370円
備考 (略)				備考 (略)			

改正後		改正前	
(指定管理者による管理等) 第13条 (略) 2 (略) 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		(指定管理者による管理等) 第13条 (略) 2 (略) 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	
(略)		(略)	
別表第1の1の表	使用料	別表第1の1の表	基本使用料
	利用料金		基本利用料金
(略)		(略)	
(削る)		別表第1の1の表の備考	使用許可時間
		2	利用許可時間
			使用時間
			利用時間
			使用する場合
			利用する場合
			教育委員会
			指定管理者
			使用料
			利用料金
			使用区分に係る基本使用料
			利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が定める利用料金
		別表第1の1の表の備考	使用する場合
		3	利用する場合
			教育委員会
			指定管理者
			使用料
			利用料金
			使用許可時間
			利用許可時間
			定める基本使用料
			定める基本利用料金を上限として指定管理者が定める利用料金
別表第1の1の表の備考	(略)	別表第1の1の表の備考	(略)
2		4	
別表第1の1の表の備考	(略)	別表第1の1の表の備考	(略)
3		5	

改正後			改正前		
別表第1の1の表の備考	使用する場合	利用する場合	別表第1の1の表の備考	使用する場合	利用する場合
4	教育委員会	指定管理者	6	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金		使用料	利用料金
	_____	_____		使用時間	利用時間
	市長が	指定管理者が市長の承認を受けて		市長が	指定管理者が市長の承認を受けて
別表第1の2の表から15の表まで	使用料	利用料金	別表第1の2の表から13の表まで	基本使用料	基本利用料金
(削る)			別表第1の14の表	基本使用料	基本利用料金
			別表第1の14の表の備考	使用時間	利用時間
			2	教育委員会	指定管理者
				使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が定める利用料金
			別表第1の15の表	基本使用料	基本利用料金
(略)			(略)		

別表第1（第10条関係）

専用して使用する場合の使用料

1 廿日市市中央市民センター

区分	使用料の額（1時間までごとに）
多目的ホール	1,140円
大研修室	370円
中研修室	220円
小研修室	160円
和室	130円
実習室	180円
調理室	250円

別表第1（第10条関係）

専用して使用する場合の使用料

1 廿日市市中央市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	2,680円	3,060円	3,450円	6,130円	6,520円	9,590円
大研修室	870円	990円	1,110円	1,980円	2,110円	3,100円
中研修室	520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円
小研修室	390円	450円	500円	900円	960円	1,410円
和室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円
実習室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,500円

改正後	改正前																																																																													
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この表に定めのない施設を使用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は_____、それぞれ市長が定めるものとする。この場合において、備考1から備考3までの規定は、当該使用料の額の算定について準用する。</p> <p>2 廿日市市平良市民センター</p>	<table border="1" data-bbox="1133 188 2110 225"> <tr> <td>調理室</td> <td>590円</td> <td>670円</td> <td>750円</td> <td>1,350円</td> <td>1,430円</td> <td>2,100円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は、<u>超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u></p> <p>3 <u>休館日に施設を使用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は、使用許可時間1時間までごとに、この表に定める基本使用料（1日）の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、使用許可時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 この表に定めのない施設を使用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める使用時間の区分に応じて、それぞれ市長が定めるものとする。この場合において、備考1から備考5までの規定は、当該使用料の額の算定について準用する。</p> <p>2 廿日市市平良市民センター</p>	調理室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,100円																																																																						
調理室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,100円																																																																								
<table border="1" data-bbox="129 970 1106 1286"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額（1時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>第1小研修室</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>第2小研修室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>第3小研修室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室1）</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室2）</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額（1時間までごとに）	大研修室	460円	第1小研修室	120円	第2小研修室	100円	第3小研修室	100円	研修室（和室1）	120円	研修室（和室2）	120円	調理室	200円	<table border="1" data-bbox="1133 970 2110 1439"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>1,070円</td> <td>1,230円</td> <td>1,380円</td> <td>2,460円</td> <td>2,620円</td> <td>3,850円</td> </tr> <tr> <td>第1小研修室</td> <td>300円</td> <td>340円</td> <td>390円</td> <td>690円</td> <td>740円</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>第2小研修室</td> <td>250円</td> <td>290円</td> <td>320円</td> <td>580円</td> <td>610円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>第3小研修室</td> <td>250円</td> <td>290円</td> <td>320円</td> <td>580円</td> <td>610円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室1）</td> <td>280円</td> <td>320円</td> <td>360円</td> <td>650円</td> <td>690円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室2）</td> <td>280円</td> <td>320円</td> <td>360円</td> <td>640円</td> <td>680円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	大研修室	1,070円	1,230円	1,380円	2,460円	2,620円	3,850円	第1小研修室	300円	340円	390円	690円	740円	1,080円	第2小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円	第3小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円	研修室（和室1）	280円	320円	360円	650円	690円	1,020円	研修室（和室2）	280円	320円	360円	640円	680円	1,000円
区分	使用料の額（1時間までごとに）																																																																													
大研修室	460円																																																																													
第1小研修室	120円																																																																													
第2小研修室	100円																																																																													
第3小研修室	100円																																																																													
研修室（和室1）	120円																																																																													
研修室（和室2）	120円																																																																													
調理室	200円																																																																													
区分	基本使用料																																																																													
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																								
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																																								
大研修室	1,070円	1,230円	1,380円	2,460円	2,620円	3,850円																																																																								
第1小研修室	300円	340円	390円	690円	740円	1,080円																																																																								
第2小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円																																																																								
第3小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円																																																																								
研修室（和室1）	280円	320円	360円	650円	690円	1,020円																																																																								
研修室（和室2）	280円	320円	360円	640円	680円	1,000円																																																																								

改正後		改正前						
備考 (略) 3 廿日市市原市民センター		調理室	470円	540円	600円	1,080円	1,150円	1,690円
備考 (略) 3 廿日市市原市民センター		備考 (略) 3 廿日市市原市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	基本使用料						
大研修室	400円	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
研修室1	150円	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
研修室2	120円							
和室1	60円							
和室2	110円							
調理室	220円							
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		大研修室	950円	1,090円	1,220円	2,180円	2,310円	3,410円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		研修室1	370円	420円	470円	850円	900円	1,330円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		研修室2	280円	320円	360円	650円	690円	1,010円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		和室1	160円	180円	200円	360円	390円	570円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		和室2	260円	300円	340円	600円	640円	940円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		児童室	140円	160円	180円	320円	340円	510円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		調理室	520円	590円	660円	1,180円	1,260円	1,850円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	基本使用料						
大研修室	460円	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
第1研修室(和室)	80円	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
第2研修室(和室)	70円							
第3研修室	130円							
第4研修室	130円							
会議室	90円							
調理室	180円							
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		大研修室	1,090円	1,250円	1,400円	2,500円	2,650円	3,900円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		第1研修室(和室)	190円	220円	250円	450円	470円	700円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		第2研修室(和室)	160円	190円	210円	380円	410円	600円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		第3研修室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		第4研修室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		会議室	220円	250円	280円	510円	540円	800円
備考 (略) 4 廿日市市宮内市民センター		調理室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,500円

改正後		改正前						
備考 (略) 5 廿日市市地御前市民センター		備考 (略) 5 廿日市市地御前市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	基本使用料						
講堂	520円	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
会議室	120円	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	
講義室	110円							
集会室 (和室) (1)	130円							
集会室 (和室) (2)	70円							
研修室	110円							
調理実習室	240円							
備考 (略) 6 廿日市市佐方市民センター		備考 (略) 6 廿日市市佐方市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	区分	基本使用料					
大研修室 (ホール)	300円	大研修室	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
大研修室 (ステージ)	220円		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的室	230円	ホール	710円	820円	920円	1,640円	1,740円	2,560円
第1研修室	130円	ステージ	530円	600円	680円	1,210円	1,290円	1,890円
第2研修室	130円	多目的室	550円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円
第3研修室	150円	第1研修室	320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
工作室	70円	第2研修室	320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
児童室	100円	第3研修室	370円	420円	470円	850円	900円	1,330円
和室 (1)	90円	工作室	170円	200円	230円	400円	430円	630円
和室 (2)	100円							
和室 (水屋)	30円							
調理室 (実習室)	250円							

改正後		改正前							
調理室（準備室）	80円	児童室	250円	290円	320円	580円	620円	910円	
備考（略） 7 廿日市市阿品市民センター		和室	和室1	210円	240円	270円	490円	520円	770円
			和室2	260円	290円	330円	590円	630円	930円
			水屋	80円	90円	100円	180円	200円	290円
		調理室	実習室	590円	670円	760円	1,350円	1,430円	2,110円
			準備室	200円	230円	260円	470円	500円	730円
備考（略） 7 廿日市市阿品市民センター		備考（略） 7 廿日市市阿品市民センター							
区分	使用料の額（1時間までごとに）	区分	基本使用料						
大研修室	400円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
第1研修室	200円					後			
第2研修室	130円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から	
第3研修室	110円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分	
和室（第1）	60円		まで		まで		まで	まで	
和室（第2）	150円	大研修室	950円	1,090円	1,230円	2,190円	2,330円	3,420円	
和室（第3）	90円	第1研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円	
児童室	50円	第2研修室	300円	350円	390円	700円	750円	1,100円	
調理室	230円	第3研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円	
備考（略） 8 廿日市市串戸市民センター		和室（第1）	160円	180円	200円	360円	390円	570円	
		和室（第2）	360円	410円	460円	820円	880円	1,290円	
		和室（第3）	220円	250円	290円	510円	550円	800円	
		児童室	130円	150円	170円	300円	320円	480円	
		調理室	550円	630円	710円	1,260円	1,340円	1,980円	
備考（略） 8 廿日市市串戸市民センター		備考（略） 8 廿日市市串戸市民センター							
区分	使用料の額（1時間までごとに）	区分	基本使用料						
大研修室	500円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
第1研修室	240円					後			
第2研修室	110円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から	
和室（第1）	100円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分	
和室（第2）	90円		まで		まで		まで	まで	

改正後		改正前						
児童室	80円	大研修室	1,180円	1,350円	1,520円	2,710円	2,880円	4,240円
調理室	240円	第1研修室	560円	640円	720円	1,290円	1,370円	2,010円
		第2研修室	270円	310円	350円	620円	660円	970円
		和室(第1)	250円	290円	330円	590円	630円	920円
		和室(第2)	210円	240円	270円	480円	510円	750円
		児童室	200円	230円	260円	470円	500円	740円
		調理室	570円	650円	730円	1,300円	1,380円	2,030円
備考 (略)		備考 (略)						
9 廿日市市阿品台市民センター		9 廿日市市阿品台市民センター						
区分	使用料の額(1時間までごとに)	区分	基本使用料					
大研修室	560円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
研修室1	210円							
研修室2(児童室)	100円		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
研修室3	120円	大研修室	1,310円	1,500円	1,690円	3,010円	3,200円	4,710円
研修室4(和室)	100円	研修室1	500円	570円	650円	1,150円	1,220円	1,800円
研修室5(和室)	60円	研修室2(児童室)	260円	290円	330円	590円	630円	930円
研修室6	100円	研修室3	280円	320円	360円	640円	680円	1,000円
研修室7	140円	研修室4(和室)	250円	280円	320円	570円	610円	900円
研修室8	220円	研修室5(和室)	140円	160円	180円	330円	350円	520円
調理実習室	210円	研修室6	260円	290円	330円	590円	630円	930円
		研修室7	340円	390円	440円	780円	830円	1,220円
備考 (略)		研修室8	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円
10 廿日市市宮園市民センター		調理実習室	500円	570円	650円	1,150円	1,220円	1,800円
		備考 (略)						
		10 廿日市市宮園市民センター						
区分	使用料の額(1時間までごとに)	区分	基本使用料					
第1研修室	530円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
第2研修室	110円							
第3研修室	150円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から

改正後		改正前						
第4研修室	110円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
第5研修室	110円		まで		まで		まで	まで
和室(1)	110円	第1研修室	1,250円	1,420円	1,600円	2,850円	3,030円	4,460円
和室(2)	70円	第2研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
調理室	230円	第3研修室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円
		第4研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
		第5研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
		和室(1)	260円	300円	340円	610円	640円	950円
		和室(2)	170円	200円	220円	400円	430円	630円
		児童室	130円	150円	170円	310円	330円	490円
		調理室	550円	630円	710円	1,270円	1,350円	1,990円
備考 (略)		備考 (略)						
11 廿日市市四季が丘市民センター		11 廿日市市四季が丘市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	区分	基本使用料					
講堂	520円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
第1会議室	60円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
第2会議室	50円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
講義室	150円		まで		まで		まで	まで
集会室(和室)(1)	70円	講堂	1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,970円	4,370円
集会室(和室)(2)	100円	第1会議室	160円	180円	200円	360円	390円	570円
研修室(1)	110円	第2会議室	130円	140円	160円	290円	310円	460円
研修室(2)	110円	講義室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
調理実習室	250円	集会室(和室)(1)	160円	190円	210円	380円	410円	600円
		集会室(和室)(2)	250円	290円	330円	580円	620円	910円
		研修室(1)	270円	310円	350円	630円	670円	990円
		研修室(2)	270円	310円	350円	630円	670円	990円
		調理実習室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,110円
備考 (略)		備考 (略)						
12 廿日市市友和市民センター		12 廿日市市友和市民センター						
区分	使用料の額 (1時間までごとに)	区分	基本使用料					

改正後		改正前						
多目的ホール（ホール）	650円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
多目的ホール（ステージ）	260円							
実習室	70円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
会議室	130円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
視聴覚室	220円		まで		まで		まで	まで
和室	190円	多目的ホール	1,530円	1,750円	1,970円	3,510円	3,730円	5,490円
調理実習室	220円	ステージ	620円	710円	800円	1,430円	1,520円	2,240円
		実習室	160円	190円	210円	380円	400円	600円
		会議室	320円	370円	420円	740円	790円	1,160円
		視聴覚室	520円	590円	670円	1,190円	1,260円	1,860円
		和室	450円	520円	580円	1,040円	1,110円	1,630円
		調理実習室	520円	590円	670円	1,190円	1,260円	1,860円
備考（略）		備考（略）						
13 廿日市市津田市民センター		13 廿日市市津田市民センター						
区分	使用料の額（1時間までごとに）	区分	基本使用料					
第1会議室	210円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
第2会議室	350円							
第3会議室	180円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
第4会議室	240円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
和室	220円		まで		まで		まで	まで
調理室	380円	第1会議室	500円	580円	650円	1,160円	1,230円	1,810円
視聴覚室	290円	第2会議室	820円	940円	1,060円	1,890円	2,010円	2,960円
創作室	240円	第3会議室	420円	490円	550円	980円	1,040円	1,530円
		第4会議室	570円	650円	730円	1,300円	1,390円	2,040円
		和室	520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円
		調理室	900円	1,030円	1,160円	2,070円	2,200円	3,240円
		視聴覚室	690円	780円	880円	1,570円	1,670円	2,460円
		創作室	570円	650円	730円	1,300円	1,380円	2,040円
備考（略）		備考（略）						
14 廿日市市大野西市民センター		14 廿日市市大野西市民センター						
区分	使用料の額（1時間までごとに）	区分	基本使用料					

改正後		改正前						
区分	使用料の額	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
大研修室	1,860円							
第1研修室	200円							
第2研修室	200円							
会議室	210円							
和室	150円							
実技実習室	220円							
児童室	180円							
調理実習室	230円							

備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	4,350円	4,970円	5,590円	9,950円	10,570円	15,540円
第1研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円
第2研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円
会議室	500円	570円	640円	1,140円	1,210円	1,780円
和室	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
実技実習室	520円	600円	670円	1,200円	1,280円	1,880円
児童室	420円	480円	540円	970円	1,030円	1,520円
調理実習室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円

備考

- 1の表備考の規定は、この表について準用する。
- 使用時間が3時間以内のとき（教育委員会が認める場合に限る。）は、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に3を乗じて得た額とする。

15 廿日市市大野東市民センター

15 廿日市市大野東市民センター

区分	使用料の額（1時間までごとに）
研修室1	340円
研修室2	310円
研修室3	480円
研修室4	150円
多目的室	100円
工作室	150円
和室	100円
調理実習室	220円

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
研修室1	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円
研修室2	750円	850円	960円	1,710円	1,820円	2,680円
研修室3	1,120円	1,280円	1,440円	2,570円	2,730円	4,020円
研修室4	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円
多目的室	240円	270円	310円	550円	580円	860円
工作室	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円

改正後		改正前						
備考 (略) 別表第2 (第10条関係) 個人で使用する場合の使用料 廿日市市大野西市民センター		和室	250円	280円	320円	570円	600円	890円
		調理実習室	520円	590円	660円	1,190円	1,260円	1,860円
		備考 (略) 別表第2 (第10条関係) 個人で使用する場合の使用料 廿日市市大野西市民センター						
	区分	使用料の額 (1時間までごとに)	区分	単位	使用料			
	大研修室	150円	大研修室	1人1時間までごとに	100円			

改正後	改正前																																																																																									
<p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width:33%;">別表</td> <td style="width:33%; text-align: center;">使用料</td> <td style="width:33%; text-align: center;">利用料金</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr> <td>別表の1の(1) の表の備考2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 本館</p> <p>    (1) 集会室等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額（1時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>集会室1</td><td style="text-align: right;">180円</td></tr> <tr><td>集会室2</td><td style="text-align: right;">170円</td></tr> <tr><td>会議室</td><td style="text-align: right;">60円</td></tr> <tr><td>和室</td><td style="text-align: right;">170円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td style="text-align: right;">250円</td></tr> <tr><td>工作室</td><td style="text-align: right;">190円</td></tr> </tbody> </table>	(略)			別表	使用料	利用料金	(略)			(削る)			別表の1の(1) の表の備考2	(略)	(略)	区分	使用料の額（1時間までごとに）	集会室1	180円	集会室2	170円	会議室	60円	和室	170円	調理室	250円	工作室	190円	<p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width:33%;">別表</td> <td style="width:33%; text-align: center;">基本使用料</td> <td style="width:33%; text-align: center;">基本利用料金</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>別表の1の表の 備考2</td> <td style="text-align: center;">使用許可時間</td> <td style="text-align: center;">利用許可時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用時間</td> <td style="text-align: center;">利用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用</td> <td style="text-align: center;">利用</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用料</td> <td style="text-align: center;">利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用区分に係る基本使用料</td> <td style="text-align: center;">利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金</td> </tr> <tr> <td>別表の1の表の 備考3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 本館</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%; text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">基本使用料</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">午前</th> <th style="width:10%;">午後</th> <th style="width:10%;">夜間</th> <th style="width:10%;">午前・午後</th> <th style="width:10%;">午後・夜間</th> <th style="width:10%;">1日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">9時から 12時30分 まで</th> <th style="text-align: center;">13時から 17時まで</th> <th style="text-align: center;">17時から 21時30分 まで</th> <th style="text-align: center;">9時から 17時まで</th> <th style="text-align: center;">13時から 21時30分 まで</th> <th style="text-align: center;">9時から 21時30分 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室1</td> <td style="text-align: right;">430円</td> <td style="text-align: right;">490円</td> <td style="text-align: right;">550円</td> <td style="text-align: right;">980円</td> <td style="text-align: right;">1,040円</td> <td style="text-align: right;">1,540円</td> </tr> <tr> <td>集会室2</td> <td style="text-align: right;">410円</td> <td style="text-align: right;">470円</td> <td style="text-align: right;">530円</td> <td style="text-align: right;">950円</td> <td style="text-align: right;">1,010円</td> <td style="text-align: right;">1,490円</td> </tr> </tbody> </table>	(略)			別表	基本使用料	基本利用料金	(略)			別表の1の表の 備考2	使用許可時間	利用許可時間		使用時間	利用時間		使用	利用		使用料	利用料金		使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金	別表の1の表の 備考3	(略)	(略)	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	集会室1	430円	490円	550円	980円	1,040円	1,540円	集会室2	410円	470円	530円	950円	1,010円	1,490円
(略)																																																																																										
別表	使用料	利用料金																																																																																								
(略)																																																																																										
(削る)																																																																																										
別表の1の(1) の表の備考2	(略)	(略)																																																																																								
区分	使用料の額（1時間までごとに）																																																																																									
集会室1	180円																																																																																									
集会室2	170円																																																																																									
会議室	60円																																																																																									
和室	170円																																																																																									
調理室	250円																																																																																									
工作室	190円																																																																																									
(略)																																																																																										
別表	基本使用料	基本利用料金																																																																																								
(略)																																																																																										
別表の1の表の 備考2	使用許可時間	利用許可時間																																																																																								
	使用時間	利用時間																																																																																								
	使用	利用																																																																																								
	使用料	利用料金																																																																																								
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金																																																																																								
別表の1の表の 備考3	(略)	(略)																																																																																								
区分	基本使用料																																																																																									
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																																				
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで																																																																																				
集会室1	430円	490円	550円	980円	1,040円	1,540円																																																																																				
集会室2	410円	470円	530円	950円	1,010円	1,490円																																																																																				

改正後							改正前																																																																																												
備考							<table border="1"> <tr><td>会議室</td><td>150円</td><td>170円</td><td>190円</td><td>350円</td><td>370円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>和室1</td><td>190円</td><td>220円</td><td>250円</td><td>440円</td><td>470円</td><td>690円</td></tr> <tr><td>和室2</td><td>210円</td><td>240円</td><td>270円</td><td>490円</td><td>520円</td><td>770円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>590円</td><td>670円</td><td>760円</td><td>1,350円</td><td>1,440円</td><td>2,120円</td></tr> <tr><td>工作室</td><td>460円</td><td>530円</td><td>590円</td><td>1,060円</td><td>1,120円</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>ホール1</td><td>580円</td><td>670円</td><td>750円</td><td>1,340円</td><td>1,420円</td><td>2,090円</td></tr> <tr><td>ホール2</td><td>670円</td><td>770円</td><td>870円</td><td>1,550円</td><td>1,640円</td><td>2,420円</td></tr> <tr><td>ホール3</td><td>870円</td><td>990円</td><td>1,120円</td><td>1,990円</td><td>2,110円</td><td>3,110円</td></tr> <tr><td>ステージ</td><td>510円</td><td>590円</td><td>660円</td><td>1,180円</td><td>1,250円</td><td>1,840円</td></tr> </table>							会議室	150円	170円	190円	350円	370円	550円	和室1	190円	220円	250円	440円	470円	690円	和室2	210円	240円	270円	490円	520円	770円	調理室	590円	670円	760円	1,350円	1,440円	2,120円	工作室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円	ホール1	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円	ホール2	670円	770円	870円	1,550円	1,640円	2,420円	ホール3	870円	990円	1,120円	1,990円	2,110円	3,110円	ステージ	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円																							
会議室	150円	170円	190円	350円	370円	550円																																																																																													
和室1	190円	220円	250円	440円	470円	690円																																																																																													
和室2	210円	240円	270円	490円	520円	770円																																																																																													
調理室	590円	670円	760円	1,350円	1,440円	2,120円																																																																																													
工作室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円																																																																																													
ホール1	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円																																																																																													
ホール2	670円	770円	870円	1,550円	1,640円	2,420円																																																																																													
ホール3	870円	990円	1,120円	1,990円	2,110円	3,110円																																																																																													
ステージ	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円																																																																																													
<p>1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) ホール及びステージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>3,140円</td> <td>3,600円</td> <td>4,040円</td> <td>7,200円</td> <td>7,640円</td> <td>11,240円</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>770円</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,760円</td> <td>1,870円</td> <td>2,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 別表の1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。</p> <p>2 分館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額(1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大研修室</td><td>500円</td></tr> <tr><td>小研修室1</td><td>100円</td></tr> <tr><td>小研修室2</td><td>100円</td></tr> <tr><td>和室1</td><td>90円</td></tr> <tr><td>和室2</td><td>70円</td></tr> <tr><td>防音室</td><td>130円</td></tr> <tr><td>児童室</td><td>70円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>250円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 別表の1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。</p>							区分	使用料の額						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	ホール	3,140円	3,600円	4,040円	7,200円	7,640円	11,240円	ステージ	770円	880円	990円	1,760円	1,870円	2,750円	区分	使用料の額(1時間までごとに)	大研修室	500円	小研修室1	100円	小研修室2	100円	和室1	90円	和室2	70円	防音室	130円	児童室	70円	調理室	250円	備考																																									
区分	使用料の額																																																																																																		
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																																													
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																													
ホール	3,140円	3,600円	4,040円	7,200円	7,640円	11,240円																																																																																													
ステージ	770円	880円	990円	1,760円	1,870円	2,750円																																																																																													
区分	使用料の額(1時間までごとに)																																																																																																		
大研修室	500円																																																																																																		
小研修室1	100円																																																																																																		
小研修室2	100円																																																																																																		
和室1	90円																																																																																																		
和室2	70円																																																																																																		
防音室	130円																																																																																																		
児童室	70円																																																																																																		
調理室	250円																																																																																																		
<p>1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 分館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>1,170円</td> <td>1,340円</td> <td>1,500円</td> <td>2,680円</td> <td>2,840円</td> <td>4,180円</td> </tr> <tr> <td>小研修室1</td> <td>260円</td> <td>290円</td> <td>330円</td> <td>590円</td> <td>630円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>小研修室2</td> <td>260円</td> <td>290円</td> <td>330円</td> <td>590円</td> <td>630円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>210円</td> <td>240円</td> <td>270円</td> <td>490円</td> <td>520円</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>170円</td> <td>190円</td> <td>220円</td> <td>390円</td> <td>420円</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>防音室</td> <td>320円</td> <td>360円</td> <td>410円</td> <td>730円</td> <td>780円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>児童室</td> <td>160円</td> <td>190円</td> <td>210円</td> <td>380円</td> <td>400円</td> <td>590円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	大研修室	1,170円	1,340円	1,500円	2,680円	2,840円	4,180円	小研修室1	260円	290円	330円	590円	630円	930円	小研修室2	260円	290円	330円	590円	630円	930円	和室1	210円	240円	270円	490円	520円	770円	和室2	170円	190円	220円	390円	420円	620円	防音室	320円	360円	410円	730円	780円	1,140円	児童室	160円	190円	210円	380円	400円	590円	<p>備考</p> <p>1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 分館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額(1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大研修室</td><td>500円</td></tr> <tr><td>小研修室1</td><td>100円</td></tr> <tr><td>小研修室2</td><td>100円</td></tr> <tr><td>和室1</td><td>90円</td></tr> <tr><td>和室2</td><td>70円</td></tr> <tr><td>防音室</td><td>130円</td></tr> <tr><td>児童室</td><td>70円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>250円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 別表の1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。</p>							区分	使用料の額(1時間までごとに)	大研修室	500円	小研修室1	100円	小研修室2	100円	和室1	90円	和室2	70円	防音室	130円	児童室	70円	調理室	250円
区分	基本使用料																																																																																																		
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																																													
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																													
大研修室	1,170円	1,340円	1,500円	2,680円	2,840円	4,180円																																																																																													
小研修室1	260円	290円	330円	590円	630円	930円																																																																																													
小研修室2	260円	290円	330円	590円	630円	930円																																																																																													
和室1	210円	240円	270円	490円	520円	770円																																																																																													
和室2	170円	190円	220円	390円	420円	620円																																																																																													
防音室	320円	360円	410円	730円	780円	1,140円																																																																																													
児童室	160円	190円	210円	380円	400円	590円																																																																																													
区分	使用料の額(1時間までごとに)																																																																																																		
大研修室	500円																																																																																																		
小研修室1	100円																																																																																																		
小研修室2	100円																																																																																																		
和室1	90円																																																																																																		
和室2	70円																																																																																																		
防音室	130円																																																																																																		
児童室	70円																																																																																																		
調理室	250円																																																																																																		

改正後	改正前						
	調理室	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円
	備考 別表の1の表備考の規定は、この表において準用する。						

改正後			改正前		
(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)			(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)		
第21条 (略)			第21条 (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
4 第1項の場合において、市長が管理を行うこととなった期間前に <u>第8条第1項</u> の許可を受けているものは、市長による使用の許可を受けたものとみなす。			4 第1項の場合において、市長が管理を行うこととなった期間前に <u>第19条第1項</u> の許可を受けているものは、市長による使用の許可を受けたものとみなす。		
5～8 (略)			5～8 (略)		
別表第2（第11条関係） 専用して利用する場合			別表第2（第11条関係） 専用して利用する場合		
区分	利用料金の範囲 (1コート1時間当たり)		区分	利用料金の範囲 (1コート1時間当たり)	
	小人の利用のため 専用する場合	大人の利用のため 専用する場合		小人の利用のため 専用する場合	大人の利用のため 専用する場合
テニスコート	150円から270円まで	300円から550円まで	テニスコート	150円から270円まで	300円から550円まで
備考			備考		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 <u>テニスコートを営利目的に利用する場合(指定管理者が認めた場合に限る。)</u> の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲に5を乗じて得た額とする。			3 (新設)		
4～6 (略)			3～5 (略)		



改正後			改正前		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
多目的グラウンド	1時間までごとに	<u>440円</u>	多目的グラウンド	1時間までごとに	<u>380円</u>
体育館	1時間までごとに	<u>520円</u>	体育館	1時間までごとに	<u>440円</u>
屋外照明設備	1時間までごとに	<u>320円</u>	屋外照明設備	1時間までごとに	<u>300円</u>
備考 1・2（略）			備考 1・2（略）		

改正後	改正前																																																															
<p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width:33%;">別表</td> <td style="width:33%; text-align: center;">使用料</td> <td style="width:33%; text-align: center;">利用料金</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td></tr> </table>	(略)			別表	使用料	利用料金	(略)			(削る)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width:33%;">別表</td> <td style="width:33%; text-align: center;">基本使用料</td> <td style="width:33%; text-align: center;">基本利用料金</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width:33%;">別表の備考2</td> <td style="width:33%;">使用許可時間</td> <td style="width:33%;">利用許可時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用時間</td> <td>利用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用</td> <td>利用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用料</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用区分に係る基本使用料</td> <td>利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金</td> </tr> <tr> <td>別表の備考3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)			別表	基本使用料	基本利用料金	(略)			別表の備考2	使用許可時間	利用許可時間		使用時間	利用時間		使用	利用		使用料	利用料金		使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金	別表の備考3	(略)	(略)																								
(略)																																																																
別表	使用料	利用料金																																																														
(略)																																																																
(削る)																																																																
(略)																																																																
別表	基本使用料	基本利用料金																																																														
(略)																																																																
別表の備考2	使用許可時間	利用許可時間																																																														
	使用時間	利用時間																																																														
	使用	利用																																																														
	使用料	利用料金																																																														
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金																																																														
別表の備考3	(略)	(略)																																																														
<p>別表の備考2 (略) (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width:50%; text-align: center;">使用料の額（1時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>研修室1</td><td style="text-align: right;">160円</td></tr> <tr><td>研修室2</td><td style="text-align: right;">240円</td></tr> <tr><td>研修室3</td><td style="text-align: right;">230円</td></tr> <tr><td>和室1</td><td style="text-align: right;">70円</td></tr> <tr><td>和室2</td><td style="text-align: right;">70円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td style="text-align: right;">210円</td></tr> <tr><td>ギャラリーホール</td><td style="text-align: right;">180円</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額（1時間までごとに）	研修室1	160円	研修室2	240円	研修室3	230円	和室1	70円	和室2	70円	調理室	210円	ギャラリーホール	180円	<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:20%; text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">基本使用料</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">午前</th> <th style="width:10%;">午後</th> <th style="width:10%;">夜間</th> <th style="width:10%;">午前・午後</th> <th style="width:10%;">午後・夜間</th> <th style="width:10%;">1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td style="text-align: right;">380円</td> <td style="text-align: right;">430円</td> <td style="text-align: right;">490円</td> <td style="text-align: right;">870円</td> <td style="text-align: right;">920円</td> <td style="text-align: right;">1,360円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td style="text-align: right;">560円</td> <td style="text-align: right;">640円</td> <td style="text-align: right;">720円</td> <td style="text-align: right;">1,280円</td> <td style="text-align: right;">1,360円</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td style="text-align: right;">540円</td> <td style="text-align: right;">620円</td> <td style="text-align: right;">700円</td> <td style="text-align: right;">1,250円</td> <td style="text-align: right;">1,330円</td> <td style="text-align: right;">1,960円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td style="text-align: right;">170円</td> <td style="text-align: right;">190円</td> <td style="text-align: right;">220円</td> <td style="text-align: right;">390円</td> <td style="text-align: right;">420円</td> <td style="text-align: right;">620円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	研修室1	380円	430円	490円	870円	920円	1,360円	研修室2	560円	640円	720円	1,280円	1,360円	2,000円	研修室3	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円	和室1	170円	190円	220円	390円	420円	620円
区分	使用料の額（1時間までごとに）																																																															
研修室1	160円																																																															
研修室2	240円																																																															
研修室3	230円																																																															
和室1	70円																																																															
和室2	70円																																																															
調理室	210円																																																															
ギャラリーホール	180円																																																															
区分	基本使用料																																																															
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																										
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																										
研修室1	380円	430円	490円	870円	920円	1,360円																																																										
研修室2	560円	640円	720円	1,280円	1,360円	2,000円																																																										
研修室3	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円																																																										
和室1	170円	190円	220円	390円	420円	620円																																																										

改正後	改正前						
備考 1 (略) (削る)  2 (略)	<u>和室2</u>	<u>170円</u>	<u>190円</u>	<u>220円</u>	<u>390円</u>	<u>420円</u>	<u>620円</u>
	<u>調理室</u>	<u>510円</u>	<u>580円</u>	<u>660円</u>	<u>1,170円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,840円</u>
	<u>ギャラリーホール</u>	<u>420円</u>	<u>480円</u>	<u>540円</u>	<u>970円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,510円</u>
	備考 1 (略) 2 <u>使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u> 3 (略)						

改正後		改正前											
<p>（<u>使用料</u>の納付等）</p> <p>第8条 別表第2に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料</u>（シャワーの使用に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が交流センターの管理を行う場合には、交流センターを利用する者が納付する<u>利用料金</u>は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第5条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		<p>（<u>使用料等</u>の納付等）</p> <p>第8条 別表第2に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める<u>基本使用料又は使用料</u>（以下「<u>使用料等</u>」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料等</u>（シャワーの使用に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の<u>使用料等</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が交流センターの管理を行う場合には、交流センターを利用する者が納付する<u>基本利用料金及び利用料金</u>（以下「<u>利用料金等</u>」という。）は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第5条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>											
<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第8条第1項</td> <td>使用</td> <td>利用</td> </tr> <tr> <td>同表に定める<u>使用料</u></td> <td>同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める<u>利用料金</u></td> </tr> </table>		第8条第1項	使用	利用	同表に定める <u>使用料</u>	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める <u>利用料金</u>	<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第8条第1項</td> <td>使用</td> <td>利用</td> </tr> <tr> <td>同表に定める<u>基本使用料又は使用料</u>（以下「<u>使用料等</u>」という。）</td> <td>同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める<u>利用料金等</u></td> </tr> </table>		第8条第1項	使用	利用	同表に定める <u>基本使用料又は使用料</u> （以下「 <u>使用料等</u> 」という。）	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める <u>利用料金等</u>
第8条第1項	使用		利用										
	同表に定める <u>使用料</u>	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める <u>利用料金</u>											
第8条第1項	使用	利用											
	同表に定める <u>基本使用料又は使用料</u> （以下「 <u>使用料等</u> 」という。）	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める <u>利用料金等</u>											
第8条第2項	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>											
	使用	利用											
	市長	指定管理者											
第8条第3項及び第4項	市長	指定管理者											
	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>											
<p>（略）</p>		<p>（略）</p>											

改正後			改正前							
別表第2の1の表 別表第2の1の表 の備考1	使用料	利用料金	別表第2の1の表 の備考1	基本使用料	基本利用料金		別表第2の1の表 の備考1	基本利用料金		
	使用者	利用者		使用者	利用者			利用者		
	使用	利用		使用	利用			利用		
	使用料	利用料金		基本使用料	基本利用料金			基本利用料金		
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金		この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める基本利用料金			この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める基本利用料金		
(削る)			別表第2の1の表 の備考2	使用許可時間	利用許可時間		別表第2の1の表 の備考2	利用許可時間		
				使用時間	利用時間			利用時間		
				使用	利用			利用		
				基本使用料	基本利用料金			基本利用料金		
				使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める基本利用料金			利用区分に係る基本利用料金を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める基本利用料金		
別表第2の1の表 の備考2	使用料	利用料金	別表第2の1の表 の備考3	基本使用料	基本利用料金		別表第2の1の表 の備考3	基本利用料金		
(略)			(略)							
別表第2の2の表 の備考1	(略)		別表第2の2の表 の備考	(略)						
別表第2の2の表 の備考2	使用	利用								
別表第2の2の表 の備考3	使用料	利用料金								
別表第2 (第8条関係)	1 中央活性化センター		別表第2 (第8条関係)	1 中央活性化センター						
	区分	単位	使用料	区分	基本使用料					
	多目的ホール	1時間までごとに	690円		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	農事研修室	1時間までごとに	150円				後	間		
	視聴覚室	1時間までごとに	190円		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	教養娯楽室	1時間までごとに	280円		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分

改正後			改正前						
調理実習室	1時間までごとに	180円		まで		まで		まで	まで
			多目的ホール	1,620円	1,850円	2,080円	3,710円	3,940円	5,800円
			農事研修室	370円	420円	480円	850円	910円	1,340円
			視聴覚室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円
			教養娯楽室	670円	770円	860円	1,540円	1,640円	2,410円
			調理実習室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,510円
備考			備考						
1 使用者がこの表に掲げる施設等を営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。 (削る)			1 使用者がこの表に掲げる施設等を営利目的で使用する場合における基本使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。						
2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における基本使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。 この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。						
2 交流広場等			3 基本使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。						
			2 交流広場等						
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料				
交流広場（上段）	1時間までごとに	190円	交流広場（上段）	1時間までごとに	130円				
交流広場（下段）	1時間までごとに	550円	交流広場（下段）	1時間までごとに	370円				
(略)			(略)						
屋外照明設備	1時間までごとに	370円	屋外照明設備	1時間までごとに	250円				
(略)			(略)						
備考			備考	使用者がこの表に掲げる施設等（シャワーを除く。）を営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。					
1 使用者がこの表に掲げる施設等（シャワーを除く。）を営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。									
2 交流広場（上段）、交流広場（下段）及び交流ホールを2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（営利目的で使用する場合は、2倍の									

改正後	改正前
<u>額に2分の1を乗じて得た額)とする。</u> 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	

改正後			改正前		
別表（第9条関係） 火葬場使用料			別表（第9条関係） 火葬場使用料		
区分		金額	区分		金額
（略）			（略）		
小動物死体	1体につき	<u>17,100円</u>	小動物死体	1体につき	<u>16,500円</u>
（略）			（略）		

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）【第11条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料） 第23条の6 市長は、一般廃棄物のうち特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を行うときは、次の表に掲げる額の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を徴収する。		（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料） 第23条の6 市長は、一般廃棄物のうち特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を行うときは、次の表に掲げる額の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を徴収する。	
単 位	金 額	単 位	金 額
1 個につき	<u>4,500円</u>	1 個につき	<u>3,050円</u>
2 (略)		2 (略)	

改正後				改正前							
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）							
区分	使用時間	単位	使用料	区分	基本使用料						
					午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
多目的ホール	9時から21時30分まで	1時間までごとに	2,330円	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		
多目的ホール（2分の1区画を使用する場合）	9時から21時30分まで	1時間までごとに	1,160円								
附属設備	市長が定める額			多目的ホール	全区画	8,180円	9,350円	9,350円	18,700円	19,880円	29,230円
	備考 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。			ール	2分の1区画	4,090円	4,670円	4,670円	9,350円	9,940円	14,610円
				附属設備	市長が定める額						
				備考							
				1 この表に定める使用時間を超えて施設等を使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、その使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は1時間とみなす。							
				2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。							

改正後					改正前				
別表第2（第13条関係）					別表第2（第13条関係）				
区分		単位		使用料	区分		単位		使用料
宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>2,880円</u>	宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>1,920円</u>
			小学校児童	<u>5,770円</u>				小学校児童	<u>3,850円</u>
			その他12歳以上の者	<u>6,880円</u>				その他12歳以上の者	<u>4,590円</u>
宿泊室（バス付）			幼児	<u>3,190円</u>	宿泊室（バス付）			幼児	<u>2,130円</u>
			小学校児童	<u>6,250円</u>				小学校児童	<u>4,170円</u>
			その他12歳以上の者	<u>7,690円</u>				その他12歳以上の者	<u>5,130円</u>
宿泊室（和室8畳）	一時使用	4時間まで		<u>6,400円</u>	宿泊室（和室8畳）	一時使用	4時間まで		<u>4,270円</u>
宿泊室（和室10畳）				<u>8,010円</u>	宿泊室（和室10畳）				<u>5,340円</u>
洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>19,240円</u>	洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>12,830円</u>
			3時間以上	<u>25,660円</u>				3時間以上	<u>17,110円</u>
2階広間A			3時間まで	<u>21,640円</u>	2階広間A			3時間まで	<u>14,430円</u>
			3時間以上	<u>28,870円</u>				3時間以上	<u>19,250円</u>
2階広間B、C、D			3時間まで	<u>12,030円</u>	2階広間B、C、D			3時間まで	<u>8,020円</u>
			3時間以上	<u>16,030円</u>				3時間以上	<u>10,690円</u>
3階広間A、B			3時間まで	<u>8,010円</u>	3階広間A、B			3時間まで	<u>5,340円</u>
			3時間以上	<u>11,220円</u>				3時間以上	<u>7,480円</u>
浴場		1人1回につき		<u>750円</u>	浴場		1人1回につき		<u>500円</u>
備考 1～3（略）					備考 1～3（略）				
別表第3（第18条関係）					別表第3（第18条関係）				
区分		単位		利用料金の範囲	区分		単位		利用料金の範囲
宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>1,440円から</u> <u>4,320円まで</u>	宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>960円から</u> <u>2,880円まで</u>
			小学校児童	<u>2,890円から</u> <u>8,660円まで</u>				小学校児童	<u>1,920円から</u> <u>5,770円まで</u>
			その他12歳以上	<u>3,440円から</u>				その他12歳以上	<u>2,290円から</u>

改正後				改正前					
宿泊室 (バス付)			の者	<u>10,330円まで</u>	宿泊室 (バス付)		の者	<u>6,880円まで</u>	
			幼児	<u>1,600円から 4,790円まで</u>			幼児	<u>1,060円から 3,190円まで</u>	
			小学校児童	<u>3,130円から 9,380円まで</u>			小学校児童	<u>2,080円から 6,250円まで</u>	
			その他12歳以上の者	<u>3,850円から 11,540円まで</u>			その他12歳以上の者	<u>2,560円から 7,690円まで</u>	
宿泊室 (和室8畳)	一時利用	4時間まで		<u>3,200円から 9,610円まで</u>	宿泊室 (和室8畳)	一時利用	4時間まで	<u>2,130円から 6,400円まで</u>	
宿泊室 (和室10畳)				<u>4,010円から 12,020円まで</u>	宿泊室 (和室10畳)			<u>2,670円から 8,010円まで</u>	
洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>9,620円から 28,870円まで</u>	洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>6,410円から 19,240円まで</u>
			3時間以上	<u>12,830円から 38,500円まで</u>				3時間以上	<u>8,550円から 25,660円まで</u>
2階広間A			3時間まで	<u>10,820円から 32,470円まで</u>	2階広間A			3時間まで	<u>7,210円から 21,640円まで</u>
			3時間以上	<u>14,440円から 43,310円まで</u>				3時間以上	<u>9,620円から 28,870円まで</u>
2階広間B、C、D			3時間まで	<u>6,020円から 18,050円まで</u>	2階広間B、C、D			3時間まで	<u>4,010円から 12,030円まで</u>
			3時間以上	<u>8,020円から 24,050円まで</u>				3時間以上	<u>5,340円から 16,030円まで</u>
3階広間A、B			3時間まで	<u>4,010円から 12,020円まで</u>	3階広間A、B			3時間まで	<u>2,670円から 8,010円まで</u>
			3時間以上	<u>5,610円から 16,830円まで</u>				3時間以上	<u>3,740円から 11,220円まで</u>
浴場		1人1回につき		<u>380円から 1,130円まで</u>	浴場		1人1回につき	<u>250円から 750円まで</u>	
備考 1～3 (略)				備考 1～3 (略)					

改正後				改正前						
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）						
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料				
業務用施設	旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき 1月	屋内	2,030円	業務用施設	旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	屋内	1,690円		
			屋外	1,620円			屋外	1,350円		
	タクシー業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき 1月		2,030円		タクシー業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき 1月	1,690円		
店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの	1平方メートルにつき 1月	基本使用料		2,030円	店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの	基本使用料		1,690円
			(略)					(略)		
	営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき 1月		2,030円	営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき 1月		1,690円		
	事務室として使用する場合	1平方メートルにつき 1月		2,030円		事務室として使用する場合	1平方メートルにつき 1月	1,690円		

改正後			改正前		
附属設備	1月	市長が定める額	附属設備	1月	市長が定める額
(略)			(略)		
備考 1・2 (略)			備考 1・2 (略)		

改正後				改正前								
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）								
区分	使用時間	単位	使用料	区分	基本使用料							
					午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		
健康指導室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	530円									
栄養指導室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	220円	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで			
調理室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	620円									
健康増進室1及び健康増進室2	9時から21時30分まで	1時間までごとに	650円									
健康増進室2	9時から21時30分まで	1時間までごとに	390円									
会議室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	350円									
音楽室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	270円									
作業室1	9時から21時30分まで	1時間までごとに	140円									
作業室2	9時から21時30分まで	1時間までごとに	160円									
多目的ホール	9時から21時30分まで	1時間までごとに	1,910円									
講座室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	690円									
附属設備	市長が定める額											
備考 1 (略) (削る)				備考 1 (略) 2 この表に定める使用時間を超えて施設等を使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、その使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。								

改正後	改正前
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)

改正後				改正前			
別表（第6条関係） 廿日市市佐伯保健センター				別表（第6条関係） 廿日市市佐伯保健センター			
区分	使用時間	使用料（1時間までごとに）		区分	使用料		
		保健活動又は福祉活動に使用する場合	社会教育活動に使用する場合		保健活動又は福祉活動に使用する場合（1時間までごとに）	社会教育活動に使用する場合	
機能回復訓練室	9時から21時30分	740円	660円	機能回復訓練室	740円	9時から12時30分まで	1,560円
	まで					13時から17時まで	1,780円
栄養指導室	9時から21時30分	170円	160円	栄養指導室	170円	17時から21時30分まで	2,010円
	まで					9時から17時まで	3,570円
						13時から21時30分まで	3,790円
						9時から21時30分まで	5,580円
						9時から12時30分まで	370円
						13時から17時まで	430円
						17時から21時30分まで	480円
						9時から17時まで	860円
						13時から21時30分まで	910円
						9時から21時30分まで	1,350円
備考				備考			
1 (略) (削る)				1 (略)			
(削る)				2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合（市長が認める場合に限る。）における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。			
				3 休館日に施設を使用する場合（市長が認める場合に限る。）における使用料の額は、次の区分によるものとする。この場合において、使用許可時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。			
				(1) 保健活動又は福祉活動に使用する場合 保健活動又は福祉活動に使用する場合の欄に定める額に使用許可時間及び1.5を乗じて得た額			

改正後	改正前
<p><u>2</u> (略)</p>	<p><u>(2)</u> <u>社会教育活動に使用する場</u> <u>社会教育活動に使用する場</u> <u>ける9時から21時30分までの使用料の1時間当たりの額に使用許可時</u> <u>間及び1.5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3)</u> <u>保健活動若しくは福祉活動又は社会教育活動以外の目的で使用する</u> <u>場合 (2)の例による額に2を乗じて得た額</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>

改正後				改正前						
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）						
区分	使用時間	単位	使用料の額	区分	基本使用料					
					午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
ホール	9時から21時30分まで	1時間までごとに	100円		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
修養室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	30円							
その他	9時から21時30分まで	1時間までごとに	90円							
					円	円	円	円	円	円
				ホール	340	390	440	790	840	1,240
				修養室	80	90	100	180	190	280
				その他	290	340	380	690	730	1,070

改正後					改正前						
(費用の徴収) 第14条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 自転車 1台につき2,520円 (2) 原動機付自転車 1台につき3,360円 (3) 自動二輪車 1台につき4,200円 別表第3（第11条関係）					(費用の徴収) 第14条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 自転車 1台につき1,680円 (2) 原動機付自転車 1台につき2,240円 (3) 自動二輪車 1台につき2,800円 別表第3（第11条関係）						
区分		利用料金の範囲				区分		利用料金の範囲			
		自転車		原動機付自転車及び自動二輪車				自転車		原動機付自転車及び自動二輪車	
		屋内	屋外	屋内	屋外			屋内	屋外	屋内	屋外
1月登録		770円から2,310円まで	380円から1,150円まで	1,540円から4,620円まで	770円から2,310円まで	1月登録		550円から1,650円まで	270円から820円まで	1,100円から3,300円まで	550円から1,650円まで
		2,310円から6,930円まで	1,140円から3,450円まで	4,620円から13,860円まで	2,310円から6,930円まで				1,650円から4,950円まで	820円から2,470円まで	3,300円から9,900円まで
3月登録		3,850円から11,550円まで	1,900円から5,750円まで	7,700円から23,100円まで	3,850円から11,550円まで	3月登録		2,750円から8,250円まで	1,370円から4,120円まで	5,500円から16,500円まで	2,750円から8,250円まで
		6,930円から20,790円まで	3,420円から10,350円まで	13,860円から41,580円まで	6,930円から20,790円まで				4,950円から14,850円まで	2,470円から7,420円まで	9,900円から29,700円まで
一時利用	1日1回につき	70円から210円まで	70円から210円まで	140円から420円まで	140円から420円まで	一時利用	1日1回につき	50円から160円まで	50円から160円まで	110円から330円まで	110円から330円まで
	11回券	700円から2,100円まで	700円から2,100円まで	1,400円から4,200円まで	1,400円から4,200円まで				500円から1,600円まで	500円から1,600円まで	1,100円から3,300円まで

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第10条 市長は、第8条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 自転車 <u>1台につき2,520円</u></p> <p>（2） 原動機付自転車 <u>1台につき3,360円</u></p> <p>（3） 自動二輪車 <u>1台につき4,200円</u></p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第10条 市長は、第8条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 自転車 <u>1,680円</u></p> <p>（2） 原動機付自転車 <u>2,240円</u></p> <p>（3） 自動二輪車 <u>2,800円</u></p>

改正後							改正前							
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）							
区分	利用料金の範囲						区分	利用料金の範囲						
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から2 2時まで	9時から1 7時まで	13時から2 2時まで	9時から2 2時まで		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から2 2時まで	9時から1 7時まで	13時から2 2時まで	9時から2 2時まで	
大ホール	平日	29,740円 から55,2 30円まで	39,290円 から72,9 80円まで	50,070円 から92,98 0円まで	55,230円 から102,5 80円まで	71,510円 から132,8 00円まで	95,320円 から177,0 30円まで	平日	19,830円 から36,8 20円まで	26,200円 から48,6 50円まで	33,380円 から61,99 0円まで	36,820円 から68,39 0円まで	47,670円 から88,54 0円まで	63,550円 から118,0 20円まで
	土曜 日、日 曜日及 び休日	35,700円 から66,3 00円まで	47,150円 から87,5 60円まで	60,060円 から111,5 50円まで	66,240円 から123,0 10円まで	85,780円 から159,3 10円まで	114,300円 から212,2 70円まで	土曜 日、日 曜日及 び休日	23,800円 から44,2 00円まで	31,430円 から58,3 80円まで	40,040円 から74,37 0円まで	44,160円 から82,01 0円まで	57,190円 から106,2 10円まで	76,200円 から141,5 10円まで
大ホール（間 仕切を して利 用する 場合）	平日	22,000円 から40,8 70円まで	28,960円 から53,7 90円まで	36,820円 から68,38 0円まで	40,740円 から75,67 0円まで	52,650円 から97,78 0円まで	70,280円 から130,5 30円まで	平日	14,670円 から27,2 40円まで	19,310円 から35,8 60円まで	24,540円 から45,59 0円まで	27,160円 から50,45 0円まで	35,100円 から65,19 0円まで	46,850円 から87,02 0円まで
	土曜 日、日 曜日及 び休日	26,370円 から48,9 80円まで	34,800円 から64,6 30円まで	44,230円 から82,14 0円まで	48,950円 から90,90 0円まで	63,210円 から117,3 90円まで	84,320円 から156,5 90円まで	土曜 日、日 曜日及 び休日	17,580円 から32,6 50円まで	23,200円 から43,0 90円まで	29,490円 から54,76 0円まで	32,630円 から60,60 0円まで	42,140円 から78,26 0円まで	56,210円 から104,4 00円まで
大ホール（舞 台のみ を利用 する場 合）	平日	8,810円 から16,3 60円まで	11,620円 から21,5 90円まで	14,680円 から27,27 0円まで	16,450円 から30,55 0円まで	21,140円 から39,27 0円まで	28,630円 から53,18 0円まで	平日	7,330円 から13,6 20円まで	9,650円 から17,9 20円まで	12,270円 から22,78 0円まで	13,580円 から25,22 0円まで	17,540円 から32,59 0円まで	23,420円 から43,49 0円まで
	土曜 日、日 曜日及 び休日	10,570円 から19,6 30円まで	13,970円 から25,9 60円まで	17,620円 から32,73 0円まで	19,740円 から36,66 0円まで	25,380円 から47,13 0円まで	34,370円 から63,83 0円まで	土曜 日、日 曜日及 び休日	8,780円 から16,3 10円まで	11,590円 から21,5 40円まで	14,740円 から27,37 0円まで	16,310円 から30,30 0円まで	21,060円 から39,11 0円まで	28,100円 から52,19 0円まで
小ホール	平日	7,030円 から13,0 60円まで	9,280円 から17,2 50円まで	11,720円 から21,77 0円まで	13,130円 から24,40 0円まで	16,890円 から31,36 0円まで	22,870円 から42,48 0円まで	平日	5,390円 から10,0 10円まで	7,100円 から13,1 90円まで	9,050円か ら16,800 円まで	10,030円 から18,62 0円まで	12,940円 から24,03 0円まで	17,210円 から31,96 0円まで
	土曜 日、日	8,440円 から15,6	11,160円 から20,7	14,070円 から26,14	15,760円 から29,27	20,270円 から37,64	27,440円 から50,97	土曜 日、日	6,430円 から11,9	8,530円 から15,8	10,850円 から20,15	11,970円 から22,24	15,490円 から28,76	20,650円 から38,36

改正後							改正前								
	曜日及び休日	70円まで	30円まで	0円まで	0円まで	0円まで	0円まで		曜日及び休日	40円まで	40円まで	0円まで	0円まで	0円まで	0円まで
(略)							(略)								
楽屋1		540円から1,010円まで	690円から1,280円まで	950円から1,760円まで	1,090円から2,040円まで	1,400円から2,610円まで	1,790円から3,320円まで	楽屋1		510円から960円まで	660円から1,230円まで	810円から1,520円まで	960円から1,790円まで	1,190円から2,220円まで	1,640円から3,050円まで
楽屋2		170円から320円まで	220円から410円まで	300円から570円まで	350円から660円まで	450円から840円まで	580円から1,070円まで	楽屋2		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで
楽屋3		170円から320円まで	220円から410円まで	300円から570円まで	350円から660円まで	450円から840円まで	580円から1,070円まで	楽屋3		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで
楽屋4		320円から610円まで	410円から760円まで	570円から1,060円まで	650円から1,220円まで	840円から1,560円まで	1,070円から1,980円まで	楽屋4		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	660円から1,230円まで	890円から1,660円まで
楽屋5		310円から580円まで	390円から740円まで	540円から1,010円まで	630円から1,170円まで	800円から1,490円まで	1,020円から1,910円まで	楽屋5		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	660円から1,230円まで	890円から1,660円まで
楽屋6		160円から290円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	320円から610円まで	440円から830円まで	530円から980円まで	楽屋6		140円から270円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	290円から540円まで	440円から830円まで	510円から960円まで
楽屋7		170円から320円まで	220円から410円まで	300円から570円まで	350円から660円まで	450円から840円まで	580円から1,070円まで	楽屋7		140円から270円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	290円から540円まで	440円から830円まで	510円から960円まで
楽屋8		750円から1,400円まで	960円から1,790円まで	1,300円から2,430円まで	1,510円から2,800円まで	1,930円から3,580円まで	2,460円から4,570円まで	楽屋8		740円から1,370円まで	960円から1,790円まで	1,190円から2,220円まで	1,340円から2,490円まで	1,710円から3,180円まで	2,310円から4,300円まで
(略)							(略)								
備考 1～3 (略)							備考 1～3 (略)								

改正後					改正前					
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）					
1 （略）					1 （略）					
2 利用料金					2 利用料金					
区分	利用料金の範囲				区分	利用料金の範囲				
	午前	午後	1日	2日以上連続して利用する場合の1日当たりの利用料金の範囲		午前	午後	1日	2日以上連続して利用する場合の1日当たりの利用料金の範囲	
	10時から13時まで	13時から18時まで	10時から18時まで	10時から18時まで		10時から13時まで	13時から18時まで	10時から18時まで	10時から18時まで	
第1展示室	平日	670円から1,240円まで	1,110円から2,060円まで	1,560円から2,890円まで	1,440円から2,690円まで	平日	440円から830円まで	740円から1,370円まで	1,040円から1,930円まで	960円から1,790円まで
	土曜日、日曜日及び休日	770円から1,440円まで	1,340円から2,490円まで	1,890円から3,520円まで	1,660円から3,090円まで	土曜日、日曜日及び休日	510円から960円まで	890円から1,660円まで	1,260円から2,350円まで	1,110円から2,060円まで
第2展示室	平日	770円から1,440円まで	1,340円から2,490円まで	1,890円から3,520円まで	1,660円から3,090円まで	平日	510円から960円まで	890円から1,660円まで	1,260円から2,350円まで	1,110円から2,060円まで
	土曜日、日曜日及び休日	880円から1,650円まで	1,560円から2,890円まで	2,230円から4,140円まで	2,010円から3,740円まで	土曜日、日曜日及び休日	590円から1,100円まで	1,040円から1,930円まで	1,490円から2,760円まで	1,340円から2,490円まで
第3展示室	平日	1,440円から2,690円まで	2,350円から4,360円まで	3,470円から6,440円まで	3,130円から5,820円まで	平日	960円から1,790円まで	1,560円から2,910円まで	2,310円から4,300円まで	2,090円から3,880円まで
	土曜日、日曜日及び休日	1,790円から3,320円まで	2,790円から5,180円まで	4,140円から7,690円まで	3,690円から6,860円まで	土曜日、日曜日及び休日	1,190円から2,220円まで	1,860円から3,450円まで	2,760円から5,130円まで	2,460円から4,570円まで
(略)					(略)					

改正後	改正前
備考 1・2 (略)	備考 1・2 (略)

改正後							改正前						
別表（第5条関係）							別表（第5条関係）						
区分	入館料（1人1回につき）						区分	入館料（1人1回につき）					
	個人			団体（15人以上の場合）				個人			団体（15人以上の場合）		
	一般	高校生	小学生及び中学生	一般	高校生	小学生及び中学生		一般	高校生	小学生及び中学生	一般	高校生	小学生及び中学生
通常展示	<u>450円</u>	<u>250円</u>	無料	<u>310円</u>	<u>180円</u>	無料	通常展示	<u>300円</u>	<u>170円</u>	無料	<u>210円</u>	<u>120円</u>	無料
(略)							(略)						
備考 1～4 (略)							備考 1～4 (略)						

議案第17号

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地等設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前												
<p>（使用料）</p> <p>第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、第三霊峯納骨堂、浄郷墓苑、<u>八坂墓苑及び三軒屋墓苑</u>の使用者は、別表第2に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。</p> <p>（管理料）</p> <p>第17条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑、<u>八坂墓苑及び三軒屋墓苑</u>の使用者は、別表第3に定める額の管理料を別に定める期日までに支払わなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 738 1104 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>三軒屋墓苑</u></td> <td><u>廿日市市大野7006番地2</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		<u>三軒屋墓苑</u>	<u>廿日市市大野7006番地2</u>	<p>（使用料）</p> <p>第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、第三霊峯納骨堂、浄郷墓苑<u>及び八坂墓苑</u>の使用者は、別表第2に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。</p> <p>（管理料）</p> <p>第17条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑<u>及び八坂墓苑</u>の使用者は、別表第3に定める額の管理料を別に定める期日までに支払わなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1135 738 2107 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		（新設）	
名称	位置												
（略）													
<u>三軒屋墓苑</u>	<u>廿日市市大野7006番地2</u>												
名称	位置												
（略）													
（新設）													



改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。<u>ただし、登録者が、市長に対し行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。次条第1項、第17条第1号及び第18条第1号において同じ。）を添えて、市長が指定する電子計算機に規則で定める暗証番号を自ら入力するときは、登録証を添えることを要しない。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、登録証又は個人番号カード及び印鑑登録証明交付申請書の記載事項と印鑑票とを対照し、相違ないことを確認した上、当該交付の申請をしたものに印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</u></p> <p>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、登録証 _____ 及び印鑑登録証明交付申請書の記載事項と印鑑票とを対照し、相違ないことを確認した上、当該交付の申請をしたものに印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(個人番号カード等の利用に係る特例 _____)</u></p> <p>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用</u></p>



改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.38</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万3,082円</u></p> <p>（2） 特定世帯 <u>1万1,541円</u></p> <p>（3） 特定継続世帯 <u>1万7,312円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.78</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万4,069円</u></p> <p>（2） 特定世帯 <u>1万2,035円</u></p> <p>（3） 特定継続世帯 <u>1万8,052円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.85</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均</p>

改正後	改正前
<p>等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,091円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,624円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,812円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,718円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.48</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,732円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,162円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p>	<p>等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,045円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,735円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,868円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,801円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,774円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,706円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p>

改正後	改正前
<p>険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,157円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>8,079円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1万2,118円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,464円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,337円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,668円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,003円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,848円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>8,424円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1万2,636円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,432円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,415円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,707円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,061円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>

改正後	改正前
<p>8,912円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,313円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,541円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,771円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,656円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,046円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,812円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,906円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,859円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,366円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,081円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>8,242円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,994円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,035円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,017円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,026円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,023円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,868円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,934円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,901円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,887円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,853円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

改正後	改正前
<p>額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,616円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,308円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,462円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,418円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,525円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>762円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,144円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,546円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,232円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割</p>	<p>額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,814円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,407円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,610円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,409円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,547円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>774円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,160円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,355円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,141円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割</p>

改正後	改正前
<p>額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,814円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,023円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,836円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,046円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,807円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,011円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,818円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,023円</u></p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>廿日市市岩倉キャンプ場設置及び管理条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地域にある自然環境を利活用することにより、広域的な交流を促進し、あわせて地域の活性化と市民の保健、休養及び教育に資するため、<u>廿日市市岩倉キャンプ場</u>（以下「<u>キャンプ場</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>キャンプ場</u>の位置は、廿日市市津田とし、その区域は、市長が告示する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>キャンプ場</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>キャンプ場</u>の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>キャンプ場</u>の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第5条 <u>キャンプ場</u>の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は<u>キャンプ場</u>の全部若しくは一部の供用を休止することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>キャンプ場</u>の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす</p>	<p style="text-align: center;"><u>廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地域にある自然環境を利活用することにより、広域的な交流を促進し、あわせて地域の活性化と市民の保健、休養及び教育に資するため、<u>廿日市市岩倉ファームパーク</u>（以下「<u>ファームパーク</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>ファームパーク</u>の位置は、廿日市市津田とし、その区域は、市長が告示する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>ファームパーク</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>ファームパーク</u>の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>ファームパーク</u>の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第5条 <u>ファームパーク</u>の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は<u>ファームパーク</u>の全部若しくは一部の供用を休止することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>ファームパーク</u>の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、<u>キャンプ場</u>の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用料金の納付等)</p> <p>第8条 <u>キャンプ場</u>の施設等を利用する者は、次条第2項に定めるところにより、<u>キャンプ場</u>の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の収入等)</p> <p>第9条 <u>キャンプ場</u>の施設等を利用する者が納付する利用料金は、<u>キャンプ場</u>の指定管理者の収入とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 木竹を伐採し、土石を採取し、又は土地の形状を変更する等<u>キャンプ場</u>の自然環境を損なう行為をしたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の予約)</p> <p>第11条 <u>キャンプ場の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の予約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定められた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p> <p>(違約金の徴収)</p> <p>第12条 <u>予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後、当該予約を</u></p>	<p>る。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、<u>ファームパーク</u>の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用料金の納付等)</p> <p>第8条 <u>ファームパーク</u>の施設等を利用する者は、次条第2項に定めるところにより、<u>ファームパーク</u>の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の収入等)</p> <p>第9条 <u>ファームパーク</u>の施設等を利用する者が納付する利用料金は、<u>ファームパーク</u>の指定管理者の収入とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 木竹を伐採し、土石を採取し、又は土地の形状を変更する等<u>ファームパーク</u>の自然環境を損なう行為をしたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</u></p> <p><u>3 前項の違約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定められた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p><u>第13条 (略)</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る<u>キャンプ場</u>の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、<u>キャンプ場</u>の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>キャンプ場</u>の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 地域の観光の活性化を図るための施設としての<u>キャンプ場</u>の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>キャンプ場</u>の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>キャンプ場</u>の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>キャンプ場</u>の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>キャンプ場</u>の運営に関して市長が必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p><u>第11条 (略)</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る<u>ファームパーク</u>の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、<u>ファームパーク</u>の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>ファームパーク</u>の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 地域の観光の活性化を図るための施設としての<u>ファームパーク</u>の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>ファームパーク</u>の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第13条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>ファームパーク</u>の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ファームパーク</u>の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>ファームパーク</u>の運営に関して市長が必要と認める業務</p>

改正後	改正前
<p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、<u>キャンプ場</u>の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、指定管理者が<u>第16条</u>の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p><u>第19条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、<u>第4条</u>の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に<u>キャンプ場の管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。</u></p> <p><u>2</u> 前項の場合における<u>第5条第2項</u>の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。</p> <p><u>3</u> 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に<u>第15条第1号</u>に規定する業務が含まれる場合に限る。)における<u>第6条</u>、<u>第7条</u>、<u>第10条第1項</u>及び<u>第12条</u>の規定の適用については、<u>第6条第1項</u>中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、<u>同条第2項</u>、<u>第7条</u>、<u>第10条第1項</u>並びに<u>第12条第1項</u>及び<u>第2項</u>中「指定管理者」とあるのは「市長」と、<u>同条第3項</u>中「<u>第9条第2項</u>の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「<u>別表第3</u>に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p>	<p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、<u>ファームパーク</u>の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、指定管理者が<u>第14条</u>の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前																																								
<p>4 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第15条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。)において、利用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項本文の場合における第8条第2項及び第3項並びに第11条第2項及び第3項の規定の適用については、第8条第2項及び第3項の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p> <p>6 第1項の規定により市長がキャンプ場の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第8条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第19条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、<u>ファームパーク</u>の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1123 2107 1324"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>宿泊</td> <td>8時30分から翌日の17時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>8時30分から17時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1375 2107 1453"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>1日につき</td> <td>5,340円から16,030円まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用時間	(略)			キャンプ場	宿泊	8時30分から翌日の17時まで	日帰り	8時30分から17時まで	(略)			区分	単位	利用料金の範囲	野外ステージ	1日につき	5,340円から16,030円まで																				
区分		利用時間																																							
(略)																																									
キャンプ場	宿泊	8時30分から翌日の17時まで																																							
	日帰り	8時30分から17時まで																																							
(略)																																									
区分	単位	利用料金の範囲																																							
野外ステージ	1日につき	5,340円から16,030円まで																																							
<p>(委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>キャンプ場</u>の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="120 1123 1106 1324"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプスペース</td> <td>宿泊</td> <td>8時30分から翌日の17時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>8時30分から17時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="120 1375 1106 1453"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>1日につき</td> <td>5,340円から</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用時間	(略)			キャンプスペース	宿泊	8時30分から翌日の17時まで	日帰り	8時30分から17時まで	(略)			区分	単位	利用料金の範囲	野外ステージ	1日につき	5,340円から	<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、<u>ファームパーク</u>の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1123 2107 1324"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>宿泊</td> <td>8時30分から翌日の17時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>8時30分から17時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1375 2107 1453"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>1日につき</td> <td>5,340円から16,030円まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用時間	(略)			キャンプ場	宿泊	8時30分から翌日の17時まで	日帰り	8時30分から17時まで	(略)			区分	単位	利用料金の範囲	野外ステージ	1日につき	5,340円から16,030円まで
区分		利用時間																																							
(略)																																									
キャンプスペース	宿泊	8時30分から翌日の17時まで																																							
	日帰り	8時30分から17時まで																																							
(略)																																									
区分	単位	利用料金の範囲																																							
野外ステージ	1日につき	5,340円から																																							
区分		利用時間																																							
(略)																																									
キャンプ場	宿泊	8時30分から翌日の17時まで																																							
	日帰り	8時30分から17時まで																																							
(略)																																									
区分	単位	利用料金の範囲																																							
野外ステージ	1日につき	5,340円から16,030円まで																																							

改正後				改正前			
キャンプ スペース	一般サイト	基本額	1サイトにつき(1泊)	16,030円まで	キャンプ場	宿泊1人につき	400円から1,210円まで
			1サイトにつき(日帰り)	1,000円から 3,000円まで		日帰り1人につき	200円から600円まで
		加算額	1人につき(1泊)	500円から 1,500円まで	ライトハウス (専用利用に限る。)	1時間までごとに	400円から1,210円まで
			1人につき(日帰り)	600円から 1,800円まで		シャワー	1人1回につき
	フリーサイト	1人につき(1泊)	300円から 900円まで	備考 キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。			
		1人につき(日帰り)	600円から 1,800円まで				
	ライトハウス (専用利用に限る。)		1時間までごとに				400円から 1,210円まで
	シャワー		1人1回につき				100円から 300円まで

備考

- 1 キャンプスペースを利用する場合の利用料金(基本額の料金の範囲を除く。)の範囲は、小学校児童(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)についてはこの表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。
- 2 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

別表第3(第19条関係)

区分		単位	使用料
野外ステージ		1日につき	10,690円
キャンプ スペース	一般サイト	基本額	1サイトにつき(1泊)
			2,000円

(新設)

改正後				改正前	
			1サイトにつき(日帰り)	1,000円	
		加算額	1人につき(1泊)	1,200円	
			1人につき(日帰り)	600円	
	フリーサイト		1人につき(1泊)	1,200円	
			1人につき(日帰り)	600円	
ライトハウス (専用利用に限る。)			1時間までごとに	810円	
シャワー			1人1回につき	200円	
備考 <u>キャンプスペースを使用する場合の使用料(基本額を除く。)の額は、小学校児童(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)についてはこの表に定める額の2分の1を乗じて得た額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1を乗じて得た額とする。</u>					

○廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（適用除外）                      第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。                      （1）・（2）（略）                      （3） <u>廿日市市岩倉キャンプ場</u>                      （4）～（8）（略）</p>	<p>（適用除外）                      第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。                      （1）・（2）（略）                      （3） <u>廿日市市岩倉ファームパーク</u>                      （4）～（8）（略）</p>

※廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

議案第21号

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例（令和2年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前				
<u>別表第1（第5条関係）</u>			<u>別表第1（第5条関係）</u>				
	<u>区分</u>	<u>利用時間</u>		<u>区分</u>	<u>利用時間</u>		
キャンプサイト	宿泊	9時から翌日の17時まで	広場	宿泊	9時から翌日の9時まで		
	日帰り	9時から17時まで		日帰り	9時から17時まで		
浴室		10時から20時まで	多目的スペース		9時から17時まで		
			体育館		9時から17時まで		
			炉付きサイト	宿泊	9時から翌日の9時まで		
				日帰り	9時から17時まで		
			浴室		10時から20時まで		
<u>別表第2（第9条関係）</u>			<u>別表第2（第9条関係）</u>				
	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金の範囲</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金の範囲</u>	
キャンプサイト	基本額	1サイトにつき（1泊）	1,000円から3,000円まで	広場	1サイトにつき（1泊）	1,000円から3,000円まで	
		1サイトにつき（日帰り）	500円から1,500円まで		1サイトにつき（日帰り）	500円から1,500円まで	
	加算額	1人につき（1泊）	500円から1,500円まで	多目的スペース	1回4時間以内	1,000円から3,000円まで	
		1人につき（日帰り）	250円から750円まで		4時間を超えて1時間までごとに	250円から750円まで	
浴室		30分までごとに	500円から1,500円まで	体育館（専用利用）		1時間までごとに	1,000円から3,000円まで
シャワー		1人1回につき	100円から300円まで	炉付きサイト		1サイトにつき（1泊）	2,000円から6,000円まで
その他の設備・物品等			市長が定める範囲			1サイトにつき（日帰り）	1,500円から4,500円まで
<u>備考</u>			<u>備考</u>				
1 キャンプサイトを利用する場合の利用料金（加算額に限る。）の範囲は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ			1 キャンプサイトを利用する場合の利用料金（加算額に限る。）の範囲は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ				

改正後			改正前																																																								
<p>るものをいう。)についてはこの表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。</p> <p>2 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>別表第3 (第19条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">キャンプサイト</td> <td rowspan="2">基本額</td> <td>1サイトにつき (1泊)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1サイトにつき (日帰り)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>1人につき (1泊)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1人につき (日帰り)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30分までごとに</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の設備・物品等</td> <td></td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 キャンプサイトを使用する場合の使用料 (加算額に限る。) の額は、小学校児童 (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。) についてはこの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額に4分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p>			区分	単位	使用料	キャンプサイト	基本額	1サイトにつき (1泊)	2,000円	1サイトにつき (日帰り)	1,000円	加算額	1人につき (1泊)	1,000円	1人につき (日帰り)	500円	浴室	30分までごとに	1,000円	シャワー	1人1回につき	100円	その他の設備・物品等		市長が定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場</td> <td>1サイトにつき (1泊)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1サイトにつき (日帰り)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的スペース</td> <td>1回4時間以内</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超えて1時間までごとに</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>体育館 (専用使用)</td> <td>1時間までごとに</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉付きサイト</td> <td>1サイトにつき (1泊)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1サイトにつき (日帰り)</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30分までごとに</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の設備・物品等</td> <td></td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 体育館を2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>			区分	単位	使用料	広場	1サイトにつき (1泊)	2,000円		1サイトにつき (日帰り)	1,000円	多目的スペース	1回4時間以内	2,000円	4時間を超えて1時間までごとに	500円	体育館 (専用使用)	1時間までごとに	2,000円	炉付きサイト	1サイトにつき (1泊)	4,000円	1サイトにつき (日帰り)	3,500円	浴室	30分までごとに	1,000円	シャワー	1人1回につき	100円	その他の設備・物品等		市長が定める額
区分	単位	使用料																																																									
キャンプサイト	基本額	1サイトにつき (1泊)	2,000円																																																								
		1サイトにつき (日帰り)	1,000円																																																								
	加算額	1人につき (1泊)	1,000円																																																								
		1人につき (日帰り)	500円																																																								
浴室	30分までごとに	1,000円																																																									
シャワー	1人1回につき	100円																																																									
その他の設備・物品等		市長が定める額																																																									
区分	単位	使用料																																																									
広場	1サイトにつき (1泊)	2,000円																																																									
	1サイトにつき (日帰り)	1,000円																																																									
多目的スペース	1回4時間以内	2,000円																																																									
	4時間を超えて1時間までごとに	500円																																																									
体育館 (専用使用)	1時間までごとに	2,000円																																																									
炉付きサイト	1サイトにつき (1泊)	4,000円																																																									
	1サイトにつき (日帰り)	3,500円																																																									
浴室	30分までごとに	1,000円																																																									
シャワー	1人1回につき	100円																																																									
その他の設備・物品等		市長が定める額																																																									

改正後		改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 水族館（第8条—第11条）</p> <p>第3章 駐車場（第12条—第18条）</p> <p>第4章 指定管理者（第19条—<u>第26条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>2 前項</u>の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは入館時間を変更し、又は臨時に休館日を設ける</p> <p>_____ことができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 （略）</p> <p><u>2 第8条の2から前条までの規定は、前項の規定により指定管理者に水族館等の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u></p>		<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 水族館（第8条—第11条）</p> <p>第3章 駐車場（第12条—第18条）</p> <p>第4章 指定管理者（第19条—<u>第25条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p><u>2 水族館の休館日は、12月26日から12月30日までとする。</u></p> <p><u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは入館時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>（新設）</p>
第8条の2第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第10条第1項	別表第1に定めるところにより入館料	第20条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金
第10条第2項、第3項及び第4項	入館料	利用料金
	市長	指定管理者

改正後	改正前
<p>第11条、第13条、第14条、市長 第16条及び第17条第1項</p>	<p>指定管理者</p>
<p>(利用料金の収入等)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により指定管理者が水族館等の管理を行う場合には、水族館を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、水族館等の運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第26条 市長は、指定管理者が第24条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、水族館等の運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第25条 市長は、指定管理者が第23条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後				改正前					
(委任) 第27条 (略) 別表第2 (第15条関係)				(委任) 第26条 (略) 別表第2 (第15条関係)					
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額		
(略)				(略)					
中型自動車及び 大型自動車	一時使用	1日につき	8,000円	中型自動車	一時使用	1日のみの使用		1台当たり	3,000円
		1台当たり				2日以上連続して使用	1日目	1台当たり	3,000円
						2日目以降	1日につき 1台当たり	500円	
大型自動車	一時使用	1日のみの使用		1台当たり	3,500円				
		2日以上連続して使用	1日目	1台当たり	3,500円				
		2日目以降	1日につき 1台当たり	500円					
(略)				(略)					
備考 1～6 (略) 別表第3 (第20条関係)				備考 1～6 (略) (新設)					
区分		単位	利用料金の範囲						
個人	一般	1人1回	1,420円から 2,550円まで						
	小学生及び中学生	1人1回	710円から 1,280円まで						
	幼児	1人1回	400円から 720円まで						
20人以上の団体	一般	1人につき1回	1,140円から 2,040円まで						
	小学生及び中学生	1人につき1回	570円から 1,020円まで						
	幼児	1人につき1回	320円から 580円まで						

改正後				改正前			
学校団体	高校生	1人につき1回	570円から 1,020円まで				
	中学生	1人につき1回	490円から 880円まで				
	小学生	1人につき1回	350円から 630円まで				
	幼児	1人につき1回	280円から 510円まで				
年間入館券	一般	1人1年間	3,560円から 6,380円まで				
	小学生及び中学生	1人1年間	1,730円から 3,100円まで				
	幼児	1人1年間	1,010円から 1,810円まで				
備考 別表第1備考の規定は、この表について準用する。							

改正後	改正前
<p><u>（乳児等通園支援事業の実施）</u></p> <p>第9条 市長は、規則で定める保育園において、<u>法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、あらかじめその認定を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児の保護者は、利用1時間につき300円の乳児等通園支援事業の利用に係る費用（以下「乳児等通園支援利用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>乳児等通園支援利用料の納付の方法は、市長が定める。</u>            （利用者負担額、延長保育料又は乳児等通園支援利用料の減免又は徴収猶予）</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料又は乳児等通園支援利用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。            （利用者負担額、延長保育料及び乳児等通園支援利用料の不還付）</p> <p>第11条 既納の利用者負担額、延長保育料及び乳児等通園支援利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。            （委任）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（利用者負担額又は延長保育料_____の減免又は徴収猶予）</p> <p>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額又は延長保育料_____を減免し、又はその徴収を猶予することができる。            （利用者負担額及び延長保育料_____の不還付）</p> <p>第10条 既納の利用者負担額及び延長保育料_____は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。            （委任）</p> <p>第11条 （略）</p>



改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第18条の2）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第19条—第23条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第24条—第29条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—<u>第30条の7</u>）</p> <p>第3章の3 林野火災の予防（<u>第30条の8</u>・第30条の9）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第31条—第33条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条—第35条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第35条の3）</p> <p>第5章 避難及び防火の管理（第36条—第43条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第43条の2・第43条の3）</p> <p>第6章 雑則（第44条—第49条）</p> <p>第7章 罰則（第50条・第51条）</p> <p>附則</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第18条の2）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第19条—第23条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第24条—第29条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—<u>第30条の6</u>）</p> <p>第3章の3 林野火災の予防（<u>第30条の7</u>・第30条の8）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第31条—第33条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条—第35条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第35条の3）</p> <p>第5章 避難及び防火の管理（第36条—第43条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第43条の2・第43条の3）</p> <p>第6章 雑則（第44条—第49条）</p> <p>第7章 罰則（第50条・第51条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>ント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はパレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 略</u></p> <p><u>（2） 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（燃料電池発電設備）</u></p> <p><u>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、次条並びに第4</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 略</u></p> <p><u>（2） サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（燃料電池発電設備）</u></p> <p><u>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第9条並びに第4</u></p>

改正後	改正前
<p>5条第1項第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項(第7号を除く。)並びに第13条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第30条の2～第30条の6 (略)</p> <p><u>(住宅における火災の予防の推進)</u></p> <p><u>第30条の7 廿日市市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</u></p> <p><u>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</u></p> <p>2 <u>廿日市市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第30条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。</u></p> <p>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第30条の8 (略)</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第30条の9 (略)</u> (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。</p>	<p>5条第1項第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項(第7号を除く。)並びに第13条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第30条の2～第30条の6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第30条の7 (略)</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第30条の8 (略)</u> (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6の2) 簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p>

